

1. 保険でできる鍼灸治療

1. 神経痛 (坐骨神経痛、上肢・下肢神経痛等)
2. リウマチ (関節の腫れ、変形し痛みを伴うもの)
3. 頸腕症候群 (頸から肩・腕にかけての痛みやしびれ)
4. 五十肩 (肩関節の痛み、可動障害、痛みを伴うまたは動かせない等)
5. 腰痛症 (慢性化した腰の痛み・ぎっくり腰など)
6. 頸椎捻挫後遺症 (交通事故などによるムチ打ちの後遺症)

上記の6疾患が適用されます。その他痛みのある疾患。



I、保険で治療できる治療院

国家試験に合格して免許登録されている鍼灸師・マッサージ師が開設している治療院で、保険取扱いをしている治療院では保険治療を受けることができます。国家試験に合格する為には国が認定した養成施設で3年以上の教育を受けてから国家試験を受験して合格することが必要です。合格者には厚生労働大臣より免許が交付されますので、保険治療を取扱っている治療院は安心して治療を受ける事ができます。

II、保険取扱い治療院で同意書の入手と有効期間

保険取扱い治療院には、同意書が用意してありますので同意書を入手して下さい。有効期間は同意書のいただいた日付から10日以内に初療を開始し、初療日によりますが約3ヶ月間です。継続を希望される場合は再度同意が得られれば更に3ヶ月間可能です。

III、医師の診察を受け同意書を治療院に提出

医療機関の診察を受けて医師に同意書を書いてもらいます。医師ならどの科でも構いません。ただし、歯科医師の同意書は使用できません。

IV、治療院で保険治療を受ける

同意書・保険証・印鑑を持って治療院に行き治療開始です。

2. 自賠責保険の鍼灸治療

交通事故でのむち打ち症に対して、鍼灸治療をご利用いただけます。むち打ち症は後遺症が起きやすいので早めに治療を開始することをお勧めいたします。



I、手続き

保険会社にはり灸治療を希望する旨をお伝えください。その際、通院を希望される治療院の連絡先も合わせてお伝えください。保険会社から当院へ連絡をもらい、治療開始の可否を確認します。開始が可能になりましたら治療を開始いたします。医師の同意書は原則として必要ありません。また、医療機関との併用は可能です。

II、治療費

はり灸にかかる治療費は全額、当院より直接保険会社へ請求いたしますので、無料です。自賠責保険の期間が切れた場合、健康保険もご利用できます。

III、注意事項

治療院にかかる前に整形外科を受診してください。整形外科に通院される場合はお住まいやお勤め先の近くをおすすめいたします。定期的な治療が必要になりますので、はり灸治療を受けられる治療院も通院しやすい距離をお選びください。

